

令和7年度 会計年度任用職員（家庭児童相談員）募集案内

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	家庭児童相談員
採用予定人数	1名程度
職務内容	(1)子育て、しつけ、親子関係の悩み相談（電話相談、面接相談、家庭訪問） (2)児童虐待等の子どもがいる家庭の問題に関する相談（電話相談、面接相談、家庭訪問） (3)配偶者からの暴力（DV）等の子どもがいる家庭問題に関する相談（電話相談、面接相談、家庭訪問）及びその他自立支援に必要な業務対応 (4)上記に関する相談記録のシステム入力等の事務処理
勤務地	こども相談センター 家庭児童相談担当 柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階

2 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,770円

※期末手当を含む時給単価：2,211円〔参考：令和7年度〕

2,449円〔参考：令和8年度〕

※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.25月分（令和7年4月に新規採用された場合の6月分は、0.375月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり、週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.05月分（令和7年4月に新規採用された場合の6月分は、0.315月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

〔想定〕月収：247,800円

・令和7年4月に新規採用された場合〔時給換算：2,211円〕

年収例：7時間×5日×48週×1,770円÷12月×14.99月=3,714,522円

〔12月(毎月の報酬)+0.69月(6月期末・勤勉)+2.3月(12月期末・勤勉)〕

・令和8年度以後も再度任用された場合〔時給換算：2,449円〕

年収例：7時間×5日×48週×1,770円÷12月×16.6月=4,113,480円

〔12月(毎月の報酬)+2.3月(6月期末・勤勉)+2.3月(12月期末・勤勉)〕

※報酬単価・期末手当の支給割合は、人事院勧告がなされた場合、任期中であっても変更の可能性あり

(3) 勤務時間

- ア 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：有）
（午前9時00分から午後5時まで、休憩時間：60分）
- イ 勤務日 1週間当たり5日（月曜日から金曜日まで）
- ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、10日）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有
- イ 雇用保険の適用 有
- ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) 社会福祉士，精神保健福祉士，公認心理師，保健師，助産師，看護師，保育士いずれかの有資格者，もしくは教育教員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (2) 自動車普通免許取得者で自動車の運転が可能な方
- (3) パソコンの基本操作ができる方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

- ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試験日	令和7年2月上旬から中旬	詳細は，受験申込者に別途連絡する。
試験場所	ウェルネス柏	
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 申込方法
下記のアもしくはイの方法にて申込をお願いいたします。
 - ア 郵送 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
受験資格（3）を証する書面の写し
 - イ logo フォームでの回答
- (2) 申込受付期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月31日（金）まで（郵送の場合期限内必着）
- (3) 申込先
柏市こども部こども相談センター 開設準備担当
（〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
令和7年2月下旬に決定し，選考受験者に通知する。

(2) 採用時期

合格者は、令和7年4月1日付けで採用する。

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

(4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。